

## 宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 県は、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日の本震及び平成23年4月7日の余震を含む）に起因する地震及び津波による被災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染の影響を受けた特用林産物の産地再生に向け、地域課題に対処するための実証的な取組を行う当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することにより、特用林産物生産者の出荷再開を支援し、森林・林業の再生を通じた被災地の復興を目的とする。

### (交付対象事業等)

第2 本補助金の交付対象となる経費、事業実施主体及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第3 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）

第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
- (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
- (3) 機械の購入については見積書
- (4) 交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (5) 県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの。）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 「みどりチェック」チェックシート
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の変更要件に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1)によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号による事業着手報告書を知事あてに提出するものとする。

(事業完了報告)

第6 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、当該事業完了年度内に第7の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 工事の施工等にあつては、出来高設計書
- (3) 参考資料(全体計画、当年度作業計画、実証データ、事業実施箇所位置図、写真等)
- (4) 「みどりチェック」チェックシート
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条

ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件当りの取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間)とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第12 事業実施主体は、第11の期間において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第13 この要綱により知事に提出する書類は、原則として事業を所轄する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

(附 則)

1 この要綱は、令和3年5月21日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

(附 則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和8年4月9日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

## 別表

メニュー	実施主体	対象経費	補助率	変更要件
【森林・林業再生に向けた実証等】 ① 特用林産物の産地再生に向けた実証	市町村	ア 技術者給 イ 人件費 ウ 賃金 エ 謝金 オ 旅費 カ 需要費 キ 役務費 ク 委託費 ケ 使用料及び賃借料 コ 機材購入費	定額	補助金額の30%を超える増減

別記様式第1号

年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業交付申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
会社・団体名  
代表者氏名

年度において宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙2のとおり
- 5 添付書類
  - (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
  - (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
  - (3) 機械の購入については見積書
  - (4) 県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの）
  - (5) 暴力団排除に関する誓約書（別紙4）
  - (6) 「みどりチェック」チェックシート

別記様式第2号

年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
会社・団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業について、事業の内容（経費の配分）を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由及び内容

（注）上記の関係書類は、別記様式第1号による別紙及び添付書類を準用し、変更があったもの限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）なお、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号

年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

住所  
会社・団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

別記様式第4号

年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業着手報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
会社・団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました  
年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業について、下記のと  
おり着手したので、報告します。

記

区 分		事 項
事 業 内 容		
施 行 箇 所		
事 業 量		
事 業 費		円
補 助 金		円
施 行 方 法		直 営 ・ 請 負
期 間	着 手 年 月 日	年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

別記様式第5号

年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業完了報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
会社・団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました  
年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業について、下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

- (1) 事業名 年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業  
(2) 補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：円)

区 分	総事業費	交付決定額	精 算 額	そ の 他
計				

(3) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

3 添付書類 完成写真等

別記様式第6号

年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所  
会社・団体名  
代表者氏名 〕

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました  
年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業を別紙のとおり実  
施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告し  
ます。（なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。）

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙3のとおり
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）  
口座： 銀行 支店 普通・当座 口座番号  
口座名義人： (ヨリガナ： )
- 5 添付書類
  - (1) 収支精算書
  - (2) 工事の施工等にあつては出来高設計書
  - (3) 参考資料（全体計画、当年度作業計画、実証データ、事業実施箇所位置図、写真等）
  - (4) 「みどりチェック」チェックシート
  - (5) その他知事が必要と認める書類

別記様式第7号

年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
会社・団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました  
年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業補助金について、  
補助金等交付規則第15条の規定により金 円を概算払によって交  
付されるよう請求します。

記

1 概算払請求を必要とする理由

2 概算払請求の内容

区分	補助金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計	円	円		円	円

3 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）

口座： 銀行 支店 普通・当座 口座番号

口座名義人： (ヨリガサ: )

別記様式第8号

令和 年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業  
補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所  
会社・団体名  
代表者氏名 〕

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました  
年度宮城県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業補助金による事業  
について、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第13条の補助金の額<br>( 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る<br>消費税額及び地方消費税仕入控除税額              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税の申告により確定した<br>当該補助金に係る消費税額及び地方消費税仕入控除税額     | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

別紙1

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
事業費					
合計					

(2) 事業費明細

事業内容	事業実施主体	施行箇所名	事業量	事業費(円)		負担区分(円)		実施期間	
				総事業費	補助対象経費	補助金	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計									

(注) 事業種目により該当しない欄については、記載を要しない。

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
計			

(注) 備考欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
計				

(注) 備考欄には、精算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額 (円)	補助率 (%)	精算交付金額 (円)	既受領交付金額 (円)	差引交付金未受領額 (円)	備 考
計							

## 暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

団体名

代表者氏名

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

(別紙5)

## 「みどりチェック」 チェックシート

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	※民間事業者・自治体等の場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	<b>エネルギーの節減</b>	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	<b>生物多様性への悪影響の防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

### <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →